

**フルトリアホールの食品健康影響評価に関する審議結果（案）
についての御意見・情報の募集結果について**

1. 実施期間 平成24年1月19日～平成24年2月17日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 6通
4. コメントの概要及びそれに対する農薬専門調査会の回答

御意見・情報の概要	専門調査会の回答
<p>【意見1】 1月19日に意見募集された農薬評価書「フルトリアホール」（案）について異議ありません。</p> <p>世界最大のコーヒー生豆輸出国であるブラジルの残留農薬基準値は0.05ppmで、日本の残留農薬基準値は0.01ppmであるため、日本がブラジルから輸入する場合、輸出サンプル検査をクリアしたものを輸入しても日本の港頭における自主検査及び検疫所でのモニタリング検査で残留農薬基準値を超えることがあり、大変輸入に苦慮しています。また、近年、コーヒー生豆の取引はEUのようなコーヒー生豆在庫の大きな地域からなされることがあり、EUの残留農薬基準値がブラジル国と同じ0.05ppmであるため、EUからの買い付けの支障にもなっております。本案の評価書を速やかに厚生労働省に通知されることをお願いいたします。</p> <p>なお、コーヒー豆の原産国及び輸入国であるEUや米国等と日本の残留農薬基準値が乖離している他の農薬についても、フルトリアホール同様に、国際的整合性を持たせ貿易の円滑化を図るため、基準値の見直しを検討して頂きたいお願い申し上げます。</p> <p>【意見2】 今回の農薬評価書「フルトリアホール」について異議ありません。</p> <p>コーヒー生豆のフルトリアホールの現在の残留基準値は、ブラジル0.05ppm、EU0.05ppm、日本0.01ppmです。この残留基準値の乖離のために、ブラジルやEUからの買付の支障になっております。</p> <p>よって、本案の評価書を速やかに厚生労働省に通知頂き、</p>	<p>【回答】 いただいたご意見はリスク管理に関するものと考えられることから、リスク管理機関である厚生労働省にお伝えします。</p>

速やかな基準値改正をお願い致します。

又、フルトリアホール以外に、コーヒー生豆の原産国・輸入国（EU や米国等）と日本の残留農薬基準値が乖離している農薬についても、フルトリアホール同様に、貿易の円滑化を図るため、基準値の見直しをご検討お願い致します。

【意見 3】

（1）農薬評価書「フルトリアホール」（案）について異議ありません。

（2）コーヒー生豆のブラジルの当該農薬の残留基準値は 0.05ppm で、現在の日本の残留基準値は 0.01ppm です。ブラジルから輸入する場合、輸出サンプルを検査し、基準値以下のものを輸入しても日本輸入前の検査等で残留農薬基準値を超過することがあり輸入する際の問題の一つになっております。本案の評価書を速やかに厚生労働省に通知頂き、速やかな基準値改正を望みます。

（3）コーヒー豆の原産国と日本の残留農薬基準値が乖離している他の農薬についても、フルトリアホール同様に、基準値の見直しを検討して頂きたくお願い致します。

【意見 4】

（1）農薬評価書「フルトリアホール」（案）について異議はない。

（2）コーヒー生豆のブラジルの当該農薬の残留基準値は 0.05ppm、現在の日本の残留基準値は 0.01ppm。ブラジルから輸入する場合、事前サンプル検査を実施し、輸入しても日本輸入前の自主検査や検疫所でのモニタリング検査で残留農薬基準値を超過することがあり輸入の支障となっている。又、EU の当該農薬の残留基準値も 0.05ppm であり、EU からの買い付けの支障にもなっている。よって、速やかな残留基準値の変更を望む。

（3）コーヒー豆の原産国・輸入国（EU や米国等）と日本の残留農薬基準値が乖離している他の農薬についても、フルトリアホール同様に、国際的整合性を持たせ貿易の円滑化を図るため、基準値の見直しを検討をお願いしたい。

【意見 5】

1. 当該農薬評価書（案）について異議ありません。速やかな対応を希望します。

《速やかに進めて頂きたい背景》

（1）ブラジルと日本のコーヒー生豆の当該農薬の残留基準値が異なります（ブラジル：0.05ppm、日本 0.01ppm）。

ブラジルから輸入する場合、輸出サンプルを検査し、基準値以下のものを輸入しても日本輸入前の自主検査等で残留農薬基準値を超えることがあり問題になっている。

(2) また、EUの当該農薬の残留基準値がブラジルと同じ0.05ppmであるため、EUからの買い付けの支障にもなっております。

2. 当該農薬の様にコーヒー豆の原産国及びEU等の輸入国と日本の残留農薬基準値が乖離している他の農薬についても、基準値の見直し検討して頂きたいお願い致します。

【意見6】

農薬評価書「フルトリアホール」(案)について異議ありません。

本案の評価書を速やかに厚生労働省に通知頂きたいお願い致します(コーヒー生豆のフルトリアホールの残留基準値: ブラジル0.05ppm、EU0.05ppm、日本0.01ppm⇒残留基準値の乖離のために、ブラジルやEUからの買付の支障になっています)。

又、コーヒー生豆の輸入国(EUや米国含む)・原産国と日本の残留農薬基準値が離れている当該農薬以外の農薬についても、基準値の見直しを希望します。